

# 純正会介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称 所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

事業所名 株式会社純正会メディカルサービス

所在地 愛知県名古屋市中区錦二丁目 17番 30号

(開講の目的)

第2条 本研修は「介護職として必要な「利用者の状態に応じた的確な介護や、多職種との連携など人間の尊厳や自立支援に基づいた質の高い介護実践ができる介護者的人材育成」を目的とする。

(研修の名称)

第3条 本研修は、純正会介護職員初任者研修と称する。

(研修の実施場所)

第4条 本研修は、下記の所在地にて実施する。

愛知県名古屋市千種区千種二丁目 3番 24号

サンエースビル 1階

(研修会開講時期及び研修期間)

第5条 研修は年2回、4月期10月期に開講、各1回20日間、研修総時間は修了試験1時間含め  
131時間とする。

(研修カリキュラム及び使用する教材)

第6条 研修を修了するために、履修するカリキュラムは、別表1とし、テキストは「介護職員初任者研修テキスト（ミネルヴァ書房）」を用いる。

(科目の免除項目)

第7条 介護職員初任者研修課程において、保有する資格又は実務経験によって履修免除できる科目及び一部免除ができる。  
保有資格又は実務経験による科目免除の取り扱いについては、別紙1に示す。

(講師氏名及び職名)

第8条 研修講師及び職名は、別表2に示す。

(受講生の募集)

第9条 受講生の募集時期、受講対象は下記の通りである。

1. 募集時期

受講生の募集時期は、介護員養成研修事業計画の承認を受けた日より  
研修会開校日の7日前までとする

2. 受講対象

- (1) 株式会社純正会メディカルサービス関連事業所従業者で受講を希望する者。
- (2) 一般公募（ホームページ受講生募集案内の掲載）
- (3) 募集定員 20名
- (4) 定員を超える応募があった場合は先着順とする。
- (5) 受講資格 満16歳以上の心身ともに健康な方

(本人確認と受講手続き)

第10条 受講申込については下記のとおりとする。

- (1) 「純正会介護職員初任者研修申込書」に必要事項を記入し、顔写真貼付、返信用封筒に切手貼付し、受講者住所、氏名等記載の上、純正会研修センターに申し込む。申込書は純正会関連事業所又はホームページよりダウンロード可能。
- (2) 申込内容等書類を確認後、受講決定者には受講料支払いのための書類、及び入学手続等の書類を申込者あてに送付する。  
開講日1週間前までに受講料を指定口座に振り込む。振り込みの確認ができない場合は受講できない。
- (3) 受講者本人確認を次の書類で行う。戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出。健康保険証、運転免許証、在留カード、パスポートで本人確認となるものの提示。
- (4) 科目免除等の場合、保有資格者証の提示を入講前に行うこと。
- (5) 一度提出された書類は返却しない。

(受講料)

第11条 1 研修参加費用は科目免除対象者の研修参加費とともに58,300円(税、テキスト代込み)を一括振り込みとする。  
一旦納入された研修参加費は「クリーリングオフ」期間を除き、原則として返還しない。

但し、受講受付締切り前に受講辞退の申し出があった場合は返還する。その際の振り込み手数料は受講辞退者負担とする。

## 2 受講料の割引制度について

- ① 学生割引
- ② ペア割引 友人、家族など複数人での申込者
- ③ ①②の場合、申請者には受講料から 3,000 円（税込み）を限度に割引く。

### (研修修了の評価)

第 12 条 研修修了評価は、次の方法で行う。

- (1) 各科目別に定められるシラバス「修了時の評価ポイント」に沿って、知識・技術等の習熟度を確認する。
- (2) 初任者研修科目「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」では、介護に必要な基礎的知識の理解、生活支援技術の習得状況を確認し「修了時の評価ポイント」にそって評価する。
- (3) 全科目的研修修了後、筆記試験による修了評価を行う。
- (4) (2)(3)の評価の基準は、理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。

認定基準（100 点を満点評価とする）

A = 90 点以上、B = 80~89 点、C = 70~79 点、D = 70 点未満

- (5) 知識・技術等の修得状況を確認した結果、評価基準を満たしていない場合、必要に応じて補講等を行い再評価する。

この際の補講・再評価料は 1 科目税込み 2,200 円の有料とする。指定の口座に振り込むこと。

### (遅刻・欠席の扱い)

第 13 条 研修開始から 10 分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席する場合には、電話等により必ず届け出ること。早退は欠席扱いとする。

### (補講)

第 14 条 研修を欠席した場合、やむを得ない特別の事情があると認められる者については事前の申し出を原則として個別に補講を受け、当該科目的履修者と認めることができる。但し、補講の上限は全時間数の 1 割以内であること。補講料は無料とする。補講の実施は、要件該当講師が担当し、実施する。

(災害等の対応)

第 15 条 当該地域において暴風雨警報や地震予知情報などが発令された場合は休講とする。休講後の講義は順延とする。

1) 警報発令時

- (1) 午前 7 時前に解除された場合は通常通りとする。
  - (2) 午前 7 時以降午前 11 時前までに解除された場合 12 時まで休講とする。
  - (3) 午前 11 時以降午後 1 時までに解除された場合午後 3 時まで休講とする。
  - (4) 午後 1 時以降午後 3 時までに解除された場合は全て休講とする。
- 2) 東海地方における地震注意情報または地震予知情報（警戒宣言）発令時  
講義中は講義を打ち切り、職員の指示に従う。在宅中は、自宅で待機。
- 3) 震度 5 弱以上の地震が発生・被災した場合は、安全を確保し職員の指示に従う。通学途中の場合は、安全を確保し状況をみて判断する。

(不慮の事態対応、苦情相談窓口の設置)

第 16 条 研修の延期・中止等の不慮の事態には、受講者の不利益にならないように対応する。

純正会介護職員初任者研修に関する相談や苦情は下記相談窓口にて対応する。

苦情・相談窓口 純正会研修センター ☎ (052) 744-3909 加藤容子

(除籍)

第 17 条 施設長は、次のいずれかに該当する者の、受講資格を取り消し除籍することができる。受講料の返還は原則行わない。

- (1) 学習意欲に著しく欠け、修了見込みがない。また、本学則の目的に沿わないと認められる者。
  - (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
  - (3) 受講期間中に法律に触れる犯罪を犯した者。
  - (4) 受講者自ら受講の意思の無いことを申し出た者。
- ただし（1）と（2）に関しては、双方（受講者と主催者）の意思を確認の上決定する。

(修了証明書等の発行)

第 18 条 第 12 条の定めにより規定の研修を修了したことを認定された者には、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者名簿等の管理)

第 19 条 第 12 条の定めにより研修を修了したと認定された者は、研修修了者名簿とし

て知事に提出され管理される。当事業所においても修了証明書の授与を受けた者は修了者名簿として、氏名、生年月日等とともに、修了年月日・修了番号等、修了者名簿として永年保存とし、適切に管理する。

(個人情報の取り扱い)

第 20 条 受講生に係る個人情報は、当社の個人情報取り扱い方針に基づき研修中はもとより研修終了後も適切に管理する。

(細則)

第 21 条 本学則に定めのない事項で必要と認められるときは、その都度協議し提示する。

(附則) この学則は、令和 2 年 10 月 12 日から施行する。

この学則は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

この学則は、令和 3 年 11 月 15 日から施行する。

この学則は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。

この学則は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 6 年 2 月 10 日から施行する。

## 履修科目免除について

介護職員初任者研修課程において、保有資格等により履修免除できる科目及び一部免除があります。下記に各保有資格と免除科目を表します。免除資格保有者は入講時までに保有資格者証又は証明書等を必ず提示してください。

## 1. 保有資格

(1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

## ア 対象者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)

2 「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上あり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

## イ 免除できる科目

1. 職務の理解 (6時間)

(2) 平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供にあたるものとして厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第2号に掲げる研修(以下「居宅介護従事者養成研修」という。)の、2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

## ア 免除できる科目

7. 認知症の理解(6時間)を除く全科目

(3) 生活援助従事者研修を修了している者

## ア 免除できる科目

5. 介護におけるコミュニケーション技術(6時間)

6. 老化の理解(6時間)

8. 障害の理解(3時間)

## イ 一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目

1. 職務の理解 (6時間→4時間)

2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間→3時間)

3. 介護の基本 (6時間→2時間)

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間→6時間)

7. 認知症の理解 (6時間→3時間)

9. こころとからだのしくみと生活支援技術

I. 基本知識の学習 (10~13時間→2.5~5.5時間)

II. 生活支援技術の講義・演習 (50~55時間→35.5~40.5時間)

III. 生活支援技術演習 (10~12時間→8~10時間)

10. 振り返り (4時間→2時間)

## 履修科目免除について

(4) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定する者をいう。以下同じ。）基礎講座及び入門講座を修了している者

## ア 免除できる科目

- |           |       |
|-----------|-------|
| 3. 介護の基本  | (6時間) |
| 6. 老化の理解  | (6時間) |
| 7. 認知症の理解 | (6時間) |
| 8. 障害の理解  | (3時間) |

(5) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者

## ア 免除できる科目

- |           |       |
|-----------|-------|
| 7. 認知症の理解 | (6時間) |
|-----------|-------|

(6) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省第25号）」による改正前の介護保険施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者

## ア 一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 1. 職務の理解              | (6時間→3時間)   |
| 2. 介護における尊厳の保持・自立支援   | (9時間→6時間)   |
| 9. こころとからだのしくみと生活支援技術 | (75時間→68時間) |